様式第7号(第7条関係)

費用徴収額決定・変更通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

国頭村長

　国頭村障害児(者)やむを得ない事由による措置に関する実施要綱に基づく措置に要する費用については、身体障害者福祉法第38条、知的障害者福祉法第27条又は児童福祉法第56条第2項の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定・変更したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者の氏名 | 　 |
| 措置の内容 | 　 |
| 費用徴収額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 費用徴収開始時期 | 　　　　　年　　　月　　　日から |

備考

　1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国頭村長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国頭村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。